

令和4年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 令和4年3月9日（水） 午前10時05分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第25号 村上市空家等対策協議会条例制定について
議第26号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 村上市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第31号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員（7名）

1番 鈴木好彦君	2番 上村正朗君
3番 富樫雅男君	4番 稲葉久美子君
5番 鈴木いせ子君	6番 鈴木一之君
7番 長谷川孝君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（4名）

菅井晋一君	小杉武仁君	渡辺昌君
大滝国吉君		
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠 聡君
税務課長	大滝 慈光君
同課収納対策室長	鈴木 涉君
同課保険税係長	石井 美勝君
市民課長	八藤後 茂樹君
同課生活人権室長	前川 龍也君
環境課長	瀬賀 豪君
同課生活環境室長	本間 研二君
同課環境政策室長	細野 弘明君
- 10 議会事務局職員

局長	長谷部 俊一
書記	菅井 洋子

（午前10時05分）
委員長（長谷川 孝君）開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおり進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1

議第25号 村上市空家等対策協議会条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 八藤後茂樹君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

市民 課長

それでは、議第25号 村上市空家等対策協議会条例制定についてご説明いたします。平成31年3月に策定した現在の村上市空家等対策計画の計画期間は、令和6年3月までの5年間となっている。そこで、令和4年度から見直しに着手するに当たり、学識経験者による調査、審議を始めたいこと、また計画を策定した後も学識経験者の方の協議を継続したいこと、また空き家の解体、除却などの空き家等対策に国の補助を活用したいことから、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条に基づく協議会を設置するとともに、これに合わせてこれまであった村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例を廃止するものである。なお、この法定協議会の設置については、国の補助を受けるための要件となっている。説明は以上だ。

（質疑）

鈴木 好彦

この組織の中で協議会は15人以内を想定しているようだけれども、今現在どのくらいの人で組織を編成する予定だろうか。

市民 課長

現在のところ12人を予定している。

鈴木 好彦

それから、委嘱される方、市長以外11人くらい委嘱されるという予定なのだろうけれども、具体的にはどういう人を想定されているのかを分かる範囲内で結構だが、お願いします。

市民 課長

構成については、市町村長のほかに地域の住民の代表、また市議会議員の代表の方、あと法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者などからというふうになっている。具体的に言うと、例えば法務であれば弁護士の方、あと不動産については例えば宅建協会の方とか、建築であれば建築業の業界の代表の方、福祉であれば社会福祉法人の代表の方とか、そういった形になるかと思う。

上村 正朗

では、幾つか教えていただきたいと思う。計画は、令和元年から令和5年度なのだけれども、あと2年残して令和4年、令和5年と協議会で審議すると。2年かけるということだよ。中身何か、今年何をやって、来年何をやるみたいなのがあれぱちょっと。

市民 課長

令和4年度は、協議会を立ち上げるとともに空き家の実態調査を実施いたします。それに基づいて令和5年度に計画の具体的な部分を策定して、新しい計画期間に入っていくという形になる。

上村 正朗

それと、このタイミングで条例制定するというのは、法律は平成27年から施行されていると思うけれども、令和4年度から実際の仕事に入るから、それに合わせて条例変えるというタイミングで考えていたのだろうか。

市民 課長

より積極的に空き家対策を実施していく上で、やはり国の補助等も当然必要、活用していかなければならないということで、この法定協議会の設置というのは以前から課題ではあったのだけれども、今回具体的に取り組んでいくということで、協議会の立ち上げということで、今回条例を制定することになった。

上村 正朗

あとは、この協議会だけの話ではないのだけれども、協議会の公開とか傍聴はどうするかとか傍聴者に資料を配布するか会議録を作るとか、そういったことは今検討しているだろうか。

市民 課長

その点については、まだ何も検討はしていなかった。

上村 正朗 それは副市長にお願いなのだけれども、市民参加というか、市民に対する情報公開という面から、この協議会だけではなくて、ホームページで公開したり、傍聴者に資料を配ったり、会議録ホームページで載せるというようなことをぜひ考えていただきたいと思うけれども、いかがだろうか。

副 市 長 おはようございます。今の上村委員のご意見であるけれども、これ確かに市民の関心の高いところでもあるので、できる限りの公表というふうな形で取り組めるように私からも進言しておきたいというふうに思う。なお、またこの委員会、所管の審議会等だけでもなくて、他の委員会等でも傍聴の機会をなるべく設けるように、そんな配慮もさせていただいているので、それと同等に考えていきたいというふうに思う。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第26号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（税務課長 大滝慈光君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

税務 課長 おはようございます。議第26号は、村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてである。地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたことに伴って、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、令和4年度分以後の国民健康保険税において、未就学児の均等割の5割、これを軽減しようとするものである。条文を御覧いただきたいと思うが、中段より少し上だ。第11条の第2項というところで、これが今回追加になるメインとなる部分である。2、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する云々とある。ここから、これが重要な部分であるので、これを中心に説明をさせていただく。まず、「6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者」とある。これ何回読んでも非常に難しい表現であって、こういう表現をするのだそうだが、いわゆるこれがゼロ歳から、その年度に6歳に達する、あるいはもう6歳になった子ども、この子たちをいわゆる未就学児という、こういう表記をするのだそう。第2項の第1号である。(1)となっている。均等割は、基礎課税分医療分の2万3,000円、それと後期高齢者の支援金分1万2,300円と、均等割は3万5,300円となるけれども、第1号の(1)のほうは、基礎課税分医療分の被保険者の均等割の軽減について新たな規定である。それで、これは世帯主及び加入者の前年の所得によって低所得者に対する軽減、これアからエまでであるけれども、多い人で7割軽減、そして5割、2割と軽減がある。一番下は、軽減なしということで、アからエまでである。今説明する。こういった4区分に分かれている。第1号の基礎課税分、いわゆる医療分についてであるけれども、アに該当している世帯の未就学児、3,450円と書いてあるが、この未就学児については

7割軽減を受けているので、7割を除く残りの3割をさらに半分に軽減するという
ことで、合計7割プラス1割5分、8割5分の軽減が受けられるということになる。
7割軽減の方は8割5分を軽減するわけだから、残りの1割5分を2万3,000円に掛
けて3,450円となる。続いて、イ、これは5割軽減の方だ。5割軽減の方は、残りの
5割を半分にするので、5割不足2割5分、合計7割5分を軽減するということにな
るので、2万3,000円に7割5分を軽減する。2割5分を掛けて、5,750円となる。
ウだが、これは2割軽減に該当する方だ。2割軽減する方は、残りの8割が半分にな
るので、2割軽減した後の残り4割を軽減するということで、合計6割の軽減が
受けられるということになる。よって、ウの方は2万3,000円に6割を軽減して、要
は4割を掛けて9,200円というふうになる。最後、エの場合は低所得者の軽減なしの
場合である。均等割2万3,000円にそのまま5割を掛けて、1万1,500円になるとい
うことである。続いて、(2)の第2号のほうだけれども、後期高齢者支援金課税
額の分、これについては均等割1万2,300円である。今第1号でご説明申し上げたア
からエの同じやり方で軽減をすると、7割軽減の方は1,845円、イの5割軽減の方は
3,075円、2割軽減の方は4,920円、そして軽減なしの方は1万2,300円を半分に割っ
て6,150円というふうになる。これが4月1日施行ということで、今回提案させてい
ただいたわけだけれども、本市における対象者、一応ご説明申し上げるが、3月1日
現在で数字拾っている。152人。内訳は、7割軽減の人が19人、5割軽減の方は33人、
2割軽減の方は22人、軽減のない方78人、合計で152人ということである。この152人
の均等割の軽減見込額が全体で208万円程度となる予定である。全額財政支援の対象
となるが、国が2分の1、県、市が4分の1ずつを負担し、これを一般会計から国
保の特会に繰り入れるということになる。なので、市の負担額は約52万円というこ
とになる。その他改正があるけれども、文言の修正あるいは不要な規定の削除等が
あるので、所要の改正を一緒に行ったということである。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で審査を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

目 程 第 3 議第30号 村上市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 八藤後茂樹君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

市民 課長 議第30号 村上市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。先ほど議第25号で上げた村上市空き家等対策協議会を設置し、今後国の

補助制度を活用して空き家の除却を進めるなど空き家対策は特別措置法を根拠に措置を講じていくけれども、特別措置法の法律と市の条例等に重複する部分があり、また内容や表現の違いなどがあるため、今回条文の整理を行うものである。以上である。

(質 疑)

上村 正朗 今回の改正についてはあれなのだけれども、新聞とかで県の弁護士会と何か協定結んだのだよね。その絡みというのはこの条例と絡んでくる部分というのはどんなものが、あるのかないのか、どんなものだろう。

市民 課長 この条例改正には直接関連はしてこないが、先ほどの対策協議会に関してはやはり非常に関係してきて、またいろいろお世話になるというか、連携して様々やっていくことになるかと思う。

副 市 長 併せてお答え申し上げたいと思う。市全体のいろんな諸課題に対応していただくために様々な相談に応じていただけるよう、そういった意味での協定となっているので、これに限ったことではない。含んでというふうにご理解いただきたいと思う。

鈴木 一之 第13条の今まで代執行という格好で捉えてやったのを軽微な措置へというような格好でこの条例がなっておるような状況であるが、その辺りの意味合いというか、そこから教えていただければと思う。

市民 課長 代執行については、行政代執行法に基づいてやる、法律に基づいて行う、執行するものであるが、こちら軽微な措置については本当に僅かな、例えば職員ができるようなちょっとした補修程度、そういったものを想定して、それができるということ、それを条文に盛り込んだものである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第31号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（市民課長 八藤後茂樹君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

市民 課長 議第31号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定についてである。こちらのほうは、現在策定中である第2次村上市人権教育・啓発推進計画の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的に、村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会の名称を村上市人権教育・啓発審議会に変更し、所掌事務のほうに市が報告する推進計画の進捗に関して審議することを加えるものである。これによって、今までは計画を策定して終わっていたものが、計画を各年次ごとに市がどの程度進めているか、そこを審査していくという役割を持たせて、より着実な計

画の進行を図るものである。以上である。

(質 疑)

- 鈴木 好彦 今、委員会から審議会に名称を変えるという説明の中に、計画は立てて、継続してそれをチェックしていくという機能を持たせるという説明はあったのだけれども、それだけの意味でこれを、名称、呼び方を変えているということなのだろうか。ほかにもっと違う狙いがあるのであればご披露いただきたいのだが。
- 市民 課長 特にそれ以外の意味は持たせていない。あくまでも計画の進捗状況を審議するという役割を持たせたものである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（長谷川 孝君）散会を宣する。

(午前10時28分)